

子どもの貧困対策人材育成研修業務委託仕様書

1 委託業務名

子どもの貧困対策人材育成研修業務

2 委託業務の目的

子どもの貧困対策の推進に当たっては、地域で子どもの貧困の実態を把握しその地域の実情に応じた取組を進めることが重要である。

本事業では、各地域における支援の充実を図るために、県内で既に子どもの貧困対策に取り組んでいる福祉関係者等に加え、支援時の連携先として想定される教育・医療関係者等、幅広い方々を対象とした研修会を実施し、多面的な支援体制の構築及び支援者間のネットワークづくりを推進する。

なお、本事業は、生活困窮者自立支援法（以下「法」という。）第7条第2項第3号に規定する「その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業」を実施するものである。

3 委託期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

4 業務内容

下記(1)～(7)を含む、「子どもの貧困対策人材育成研修業務」の実施に係る一切の業務を行うこと。

(1) 研修の内容及び講師の選定等

(ア) 研修の内容

支援者間の関係性の構築のため、講義だけでなくグループワークを実施するなどして、理解及び受講者間の関係性を深める内容とするとともに、上記「2 委託業務の目的」のとおり、幅広い分野の方を対象に、研修を実施すること。

研修の一部に、個人や団体が、子どもの貧困対策に継続的に取り組むことができるよう、運営上参考となるマネジメント等に関する内容を含めること。

① 対象者：子どもの支援に取り組んでいる者（市町村社会福祉協議会、NPO団体職員及び民間団体等）、支援時の連携先として想定される教育・医療関係者等

② 会場：参集型の研修においては、原則として、県北・県央・県南地区の3か所にて実施することとし、自家用車等での参加に支障がない規模の駐車場がある会場又は公共交通機関等を利用しやすい会場を設定すること。ただし、オンライン講座等の参集型以外の研修方法を実施することにより、委託業務の目的を達成できると県が認める場合はこの限りでない。

なお、参加者の利便性を高めるため、参集型の研修方法に加え、オンライン講座等の研修方法の併用も検討すること。

③ 日程：各会場1～2日間（県と協議の上、決定）

多くの人に参加できるように、会場及び日程の設定には十分な配慮を行うこと。

④ 定員：参集型の研修においては、県北・県南地区は30名程度、県央地区は

50名程度とする。

(イ) 講師の選定

研修内容に関する専門的な知識又は経験を有する者を講師として選定する。

(ウ) 講師との連絡調整について

研修の講義日程、講義で使用する資料、機器等について講師と調整を行う。

(エ) 研修教材について

当日必要となる教材を講師等と相談の上、作成する。

(2) 受講者の募集

- ・当該研修に係る開催要綱（研修日時、内容、場所等）、参加申込書を作成し（ホームページ上でもダウンロードできるようにする）、県の指定する送付先へ案内する。

(3) 参加申込の処理

- ・参加申込書の窓口として、申込受付を行う。
- ・申込内容や資格に疑義が生じる場合は、その都度県と協議を行う。
- ・定員以上の申込みに対する対応については、県と協議を行う。

(4) 研修当日の運営

会場との連絡調整、会場の設営（後片付け含む）、受講者の受付、司会進行、講師への対応等、研修を運営するために必要な業務の全てを行う。

(5) 研修修了者等の管理

研修修了者については、氏名、連絡先、所属等の事項を記載した名簿を作成し、県に報告する。

(6) 研修実施後のアンケートの実施

研修参加者へのアンケートを実施し、結果を県に報告すること。

なお、アンケートの詳細について、受託者は県と協議の上決定すること。

(7) その他

- ・業務の運営にあたっては、業務上知りえた情報を漏洩してはならない。
- ・研修会参加者等の個人情報を適切に管理すること。
- ・本業務において作成した資料等に関しては、全て著作権は県にあるものとする。
- ・業務の過程において、県と十分な協議、連携を行うこと。

5 実績報告書

受託者は、委託業務を完了したときは、実績報告書に成果品を添えて、委託期間終了日までに県に提出すること。

なお、印刷用電子データ（PDF）のCD-Rも1部提出すること。